

令和7年3月公表分（県民局・地域事務所）（建物等修繕）

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号	備 考
1	備中県民局 地域政策部 井笠地域総務課	備中県民局井笠地域 事務所 吸収式冷温水機1号機 不良箇所修繕	令和6年11月28日	三要電熱工業（株） 岡山市中区平井6―11―2 4	1,155,000	三要電熱工業株式会社は、井笠地域事務所の冷暖房設備の保守点 検業務を委託しており、機器を熟知している。このことにより、緊 急性を要するため速やかな対応を行うことができ、工期の短縮が期 待できるため。	第 5 号	